

令和7年12月定例月議会
令和7年12月17日
総務教育常任委員会
資料

関連議案	案件名	所管課	ページ
議案第108号	長浜市名誉市民条例の制定について	秘書広報課	2

未来創造部

所管委員会	総務教育常任委員会
関係案件	議案第108号
所管課	秘書広報課

長浜市名誉市民条例の制定について

1 制定の趣旨・理由

本市出身の坂口志文氏がノーベル生理学・医学賞を受賞されたことを契機とし、市民又は市に縁故の深い者で、功績が卓絶で市民から尊敬される者に対し、名誉市民の称号を贈り、その栄誉を顕彰することで、市政の発展に資する。

なお、名誉市民・名誉町民制度は、市町合併前の一部の旧市町において制度化されていたものの、合併以降は制度が存在しなかったことから、今回新たに制度化するもの。

2 主な制定内容

(1) 名誉市民の対象者

市民又は市に縁故の深い者で、公共の福祉の増進、産業及び経済の進歩、並びに学術及び文化スポーツの興隆に寄与及び貢献し、その功績が卓絶で市民から尊敬される者。

※「その功績が卓絶」とは、世界や日本全国に影響を与え、後世に残るような功績（相当の勲章を受章している等）を指す。

(2) 決定の方法

議会の同意を得て決定する。

(3) 顕彰内容

- ① 名誉市民には、表彰状及び記念品を贈呈する。
- ② 名誉市民の氏名及びその事績の概要は、市広報等により公表する。

(4) 待遇の範囲

名誉市民には、次の待遇を行うことができる。

- ① 事績を将来に伝える顕彰
- ② 市の行う式典等への招待
- ③ 相当の礼をもってする弔慰
- ④ その他市長が必要と認める待遇

(5) 称号の取消し

名誉市民が本人の責めに帰すべき行為によって著しく名誉を失墜し、市民の尊敬を失ったと認めるときは、市長は、議会の同意を得て名誉市民の称号を取り消すことができる。

3 施行期日 公布の日